

監査告示第2号

定期監査結果に対する措置状況について

平成28年度第1回定期監査の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成29年2月28日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 曾田 平治

## 平成28年度定期監査の結果に対する措置状況

### 1. 執行機関

・消防本部総務課

#### 監査委員 指摘事項

##### (1) 各費目における資金管理について

資金前渡口座（大口）については、各庁舎における電気・ガス・水道の光熱水費に加え、加入電話・イントラネット等の通信運搬費について、引き落としを行っており、同一口座に複数費目の経費が混在している。

混在については問題ではないが、今年度の資金前渡を確認すると、各費目の資金が年度当初に、速やかに資金前渡されておらず、本来なら光熱水費に充てられる資金が、一時的に通信運搬費に充てられている形になるなど、改善すべき点が見られた。

今後は、各費目の資金について、適切に管理されたい。

##### (2) 金銭出納簿の管理方法について

各資金前渡口座において、金銭出納簿を作成し、資金の管理を行われているが、資金不足が生じているケースがあった。

今後は、金銭出納簿の管理はもちろん、他の方策を検討し、上記のような事態を防止されたい。

##### (3) 利息について

各口座において発生していた利息について、未処理の状態が散見された。

資金前渡資金にかかる利息が生じた場合は、速やかに調定し、一般会計へ歳入されたい。

消防本部総務課 措置状況

(1) 各費目における資金管理について

年度当初において、当該年度の最初の口座引き落としに間に合うように、全費目について速やかに資金前渡を行い、各費目における資金管理を徹底し、適切な支出を行います。

(2) 金銭出納簿の管理方法について

資金不足が生じることのないように、金銭出納簿の管理を徹底するとともに、毎月の例月現金出納検査起案の際に、各口座における通帳の写しを回付することで、残高を複数人で確認し、適切な資金管理を行います。

(3) 利息について

利息が発生する2月・8月に速やかに調定を行い、歳入することで、適切な事務処理に努めます。